

定していただきたい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく各地方自治体の後期「行動計画」と一体的に策定することも可能である。

各地域において、保育の「質」に関して、有識者や保育関係者の意見を聴くなどしながら、保育指針に基づく保育所の取組を積極的に支援し、保育や子育てに関わる様々な施策を充実させていくことが望まれる。

資料 1 1

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

(5) 保育所児童保育要録の様式の作成

「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」(平成20年3月28日雇児保発第0328001号)により、保育所から子どもの就学先の小学校へ送付する資料「保育所児童保育要録」の様式を各市町村で作成することとしている。

その際、課長通知の別添にある参考例、及び地域の実状を踏まえ、保育現場はじめ保育関係者と十分協議していただくことが望ましい。また、子どもの人権に配慮するとともに、保育所から小学校へ子どもの育ちを受け渡していくことの重要性を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支えていくことに資する取組となることが期待される。

なお、この保育所児童保育要録については、平成22年度に小学校に入学する保育所児童について作成されるよう、準備をお願いする。